

令和7年 第9回浅口市農業委員会議事録

令和7年9月12日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡 邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友 田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川 崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	欠
7	柚 木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉 田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	—	—	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡 邊 豊	欠	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋 藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	欠
13	岡 田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 報告事項

報告第12号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年10月15日（水））

議 長	開会（午後１時３０分） すみません、時間が来ましたので、これから会議を始めたいと思います。 早速ですが、今日も慎重審議にご協力をよろしくお願いします。 これより令和７年第９回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しております。また、推進委員は１１名の参加であります。 会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において３番友田委員、５番古城委員を指名します。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。
	議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
	なお、１１番渡邊豊委員から前もって欠席の連絡を受けています。担当地区の６１
	８番と６２番の件については、該当地区の推進委員から補足説明をしていただきた
	いと思います。
	それでは、６１８番の件について事務局の説明を求めます。
	また、該当地区の山下眞治推進委員は本日欠席であります。事務局へ補足説明を伝
	えていると聞いておりますので、併せて詳細説明もしてください。
事務局	議案書は２ページになります。
	議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７
	年９月１２日提出。
	番号６１８、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、２６平米。譲受人は、○
	○○○。譲渡し人は、○○○○。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲
	受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
	引き続き、今朝ほど山下推進委員より欠席の連絡と現状の説明ということで聞いて
	おります。
	現状は畑の体を要しており、特に引継ぎの方もいらっしゃるので問題はないだろう
	ということでした。
	以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６１８番の件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、６１９番の件になります。 ここで議案に関連する、〇〇〇〇委員は退席をお願いいたします。 (〇〇〇〇委員 退場)
議 長	それでは、６１９番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６１９、土地の所在地は、鴨方町鴨方です。畑、３４４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。 地図は３ページ、４ページになります。 場所は、〇〇〇〇のちょうど北側、５０メートルぐらいのところ。この譲渡人のほうが、奥さんの土地がかなりあるもので、やっぱり近くやけど守ができないと、それと〇〇〇〇がちょうど隣地を持ってるものですから、一緒に耕作をやると、そうしたことで話ができたということです。別に問題ない思いますから、審議のほうをよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、６１９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 (〇〇〇〇委員 入場)
議 長	事務局より審議の結果を退出者へ報告願います。
事務局	お知らせいたします。 番号６１９番については許可することに決定をされました。 以上です。
議 長	続きまして、６２０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６２０、土地の所在地は、全て金光町下竹です。番号６２０－１、畑、４８平米、番号６２０－２、畑、３６８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	地図は５ページ、６ページです。 場所は、〇〇〇〇から北へ、もう〇〇〇〇沿いにずっと上がった新幹線の高架があります、高架からすぐもう北側です。これは別にもう畑として利用するということ

	と、労力不足でできないということで何も問題はないと思います。審議のほどをよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６２０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６２１番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６２１、土地の所在地は、全て金光町占見です。番号６２１－１、田、１，０３７平米、番号６２１－２、田、７３６平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうから説明を行います。 位置図は７ページ、８ページと、９ページ、１０ページにわたります。 ６２１－１は、〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇〇のすぐ裏側になります。もう一件の６２１の２は、〇〇〇〇がありまして、〇〇〇〇の南東の角の〇〇〇〇があるんですが、踏切のすぐ北側に位置をしております。両方とも農振地域になるんですが、現在作付を行って稲を植えとんですが、今後も耕作をするということをおっしゃってございました。特に問題がないと思いますので、審議のほうをよろしくお願ひします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６２１番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６２２番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６２２、土地の所在地は、鴨方町六条院西です。田、８２８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、山下善弘推進委員、補足説明をお願いします。
委 員	３番山下です。
	位置図が１１ページ、１２ページとなります。
	場所は、〇〇〇〇をしている信号から約２００メートル弱ぐらいのところにあります。この案件は、県道工事に伴う転用許可を取っている残地となります。特に問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６２２番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６２３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６２３、土地の所在地は、金光町占見新田です。田、２１７平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。
	場所は、〇〇〇〇から北側の県道で、すぐそばにもう〇〇〇〇があります。それから県道沿いに西へ５０メートルぐらいいったらまた北へ、〇〇〇〇のほうになります。現地を見ましたが、別にもうきれいにやられとります。問題ないと思います。審議のほどをよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６２３番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	日程第４、報告事項に移ります。
	報告第１２号形状変更届についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第１２号形状変更について。令和７年９月１２日提出。
	番号６２４、金光町下竹、田、１，０５５平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。
	以上になります。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
	日程第５、その他に移ります。
	事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①令和７年度遊休農地の発生防止、解消への取組について
	②次回の農業委員会について
委 員	①農地パトロールについて
	②土地管理への対応について

議 長

ほかにはないので、本日の委員会は以上で閉会といたします。

閉会（午後２時０３分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月12日

浅口市農業委員会 会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨